

第5章 雪害・火山災害・

大規模事故等応急対策計画

第1節 災害共通の対策活動

第1 応急活動体制の確立

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部、各部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 災害対策本部の設置

(1) 設置の決定

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、次のいずれかに該当する場合は、災害対策本部の設置を検討する。

■本部の設置基準

- ① 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する事態のとき。
- ② 市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれのあるとき。
- ③ その他市長が必要と認めたとき。

■火災・災害等即報要領〔火災等即報〕

直接即報基準		
個別基準	交通機関の火災	航空機、自動車等の火災で次に掲げるもの ①航空機火災 ②トンネル内車両火災 ③列車火災
	危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。 ①死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上発生したもの ③危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で 500 m ² 程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの ④危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・河川等へ危険物等が流出し、防除・回収等を要するもの ・500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	①放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ②原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市長にあったもの ③放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

直接即報基準		
	その他特定の事故	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
社会的影響基準		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

■火災・災害等即報要領〔救急・救助事故即報〕

直接即報基準	
個別基準	死者及び負傷者の合計が15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの ①列車、航空機等の衝突、転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所での救急・救助事故 ⑤その報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いもの

(2) 設置場所

総務部は、災害対策本部を本庁舎4階災害対策本部室に設置する。情報収集及び防災関係機関の待機用として3階第31会議室を予備室とする。

災害の状況により本庁舎に設置できない場合は、総合保健センター又はその他の付近の市有施設に設置する。

(3) 廃止の決定

総務部は、市長（本部長）の指示により、予想された災害の危険が解消されたと認めるとき、又は応急対策が概ね終了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(4) 設置・廃止の通知

総務部は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、県、防災関係機関、報道機関等に対し、その旨を通知する。

(5) 災害対策本部の組織

ア 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。

本部員は、必要によりそれぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

イ 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、災害対策本部室に待機する。

本部連絡員は、本部長の命令、本部会議の決定事項を各部に伝達し、各部の所管する応急対策実施状況等を本部に報告する。

ウ 職務の代理

市長（本部長）が事故等により職務を遂行できない場合は、副市長（副本部長）がその職務を代理する。

(6) 現地災害対策本部

災害に関する情報収集のため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

(7) 災害警戒本部

災害対策本部を設置するに至らない規模の事故への対応や、災害対策本部の規模を縮小する場合は、事故の規模や状況に応じて、災害警戒本部を設置する。

(8) 災害対策事務の優先処理

災害対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

(9) 関係機関に対する職員派遣の要請等

災害対策本部長は、必要に応じ、ライフライン等関係機関に対し連絡用の職員の派遣を要請する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供を求める。

2 職員の非常参集

(1) 非常動員体制

動員体制は次のとおりである。動員の際、総務部長は副市長（副本部長）に諮り動員規模を指定する。

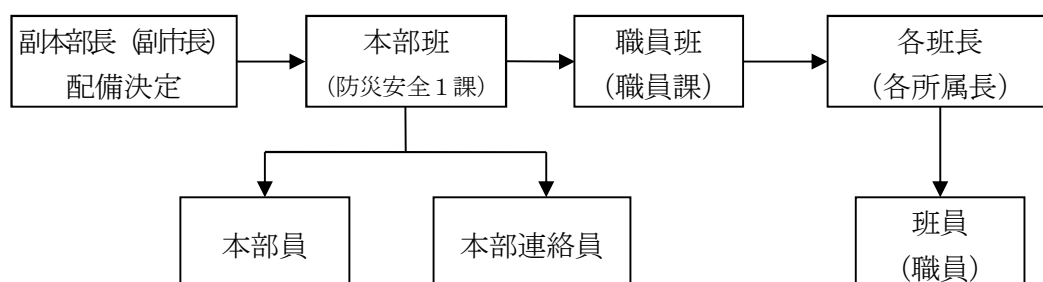
■動員体制

配備体制	配備基準
初動体制	① 市内に小規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ② その他市長が必要と認めたとき。
警戒体制	① 市内に局地的な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ② その他市長が必要と認めたとき。
非常体制	① 市内の数箇所の地区で大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ② その他市長が必要と認めたとき。

(2) 動員の方法

ア 動員伝達経路

動員伝達経路は、次のとおりである。



イ 勤務時間内における動員

職員班（職員課）は、庁内放送等を通じて班員（職員）に動員を連絡する。

ウ 勤務時間外における動員

各班長（各所属長）は、あらかじめ定めた連絡網により班員（職員）へ連絡する。

本部班長（防災安全1課長）は必要に応じ、職員緊急参集システムによるメール配信、ラジオ高崎への緊急放送、防災行政無線（同報系）、屋外スピーカー等による呼びかけを行う。

(3) 動員配備場所

原則として、通常の勤務場所に登庁する。道路被害等により登庁ができない場合は、最寄りの災害対策本部地方部（支所）に参集する。

3 広域応援の要請

(1) 県への応援要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、災害対策基本法第 68 条に基づき、応急措置の実施について県知事に応援を求める。

■要請事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥ その他必要な事項 |
|---|

(2) 県等への職員派遣の要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、県、市町村、防災関係機関に対し、職員派遣の要請又は派遣のあつせんを求める。

ア 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

災害対策基本法第 29 条に基づき、指定行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

イ 県に対する職員派遣のあつせんの要請

災害対策基本法第 30 条に基づき、知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員派遣を要請する。

ウ 県又は市町村に対する職員派遣の要請

地方自治法第 252 条の 17 に基づき、知事又は市町村長に対し職員の派遣を要請する。

■要請事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 派遣要請又は派遣のあつせんを求める理由 ② 派遣要請又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項 |
|--|

エ 応急対策職員派遣制度に基づく応援の要請

総務部は、県による応急対策職員派遣制度に基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請する。

また、同制度に基づく対口支援団体決定後において災害マネジメントについて支援を必要とする場合は、当該支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

(3) 他市町村への要請

ア 応援の要求

総務部は、市長（本部長）の指示により、災害対策基本法第 67 条に基づき、他市町村等に応援を要請する。

イ 協定に基づく要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、あらかじめ締結された協定等に基づき、締結先の市町村等に応援を要請する。

(4) 消防機関への要請

ア 応援の要請（群馬県消防相互応援協定）

消防局長は、群馬県消防相互応援協定に基づき、協定締結先の消防機関に応援を要請する。

イ 応援の要請（消防組織法第 44 条）

消防局長は、消防組織法第 44 条に基づき、知事を通じて消防庁長官に他の消防機関及び緊急消防援助隊の応援を要請する。

(5) 応援の受入れ

ア 受入体制

総務部は、総合的な受入連絡窓口を総務部におき、応援隊等を受け入れるために、次の体制を確保する。

■受入体制

連絡窓口	総合的な窓口を総務部におく。 受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。
現場への案内	応援を受ける担当班
受入施設	高崎シティギャラリー・ロビー
食料、飲料水等	原則、自前で確保を要請する。 まかなえない場合は、市職員と同様の方法で食料、物資等の手配をする。

イ 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

(6) 撤収要請

総務部は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

4 自衛隊への災害派遣要請

(1) 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりである。

■災害派遣活動の範囲

① 車両、航空機等による被害状況の把握
② 避難者の誘導、輸送等避難のために必要がある場合の援助
③ 行方不明者、負傷者等の捜索、救助
④ 堤防等の決壊に対する水防活動
⑤ 消防機関の消火活動への協力
⑥ 道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開又は除去
⑦ 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援

⑧	通信支援
⑨	救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
⑩	被災者に対する炊き出し、給水の支援
⑪	救援物資の支給又は貸付の支援
⑫	交通規制への支援
⑬	その他災害の発生時において知事が必要と認め、自衛隊の対応が可能な事項

(2) 自衛隊派遣の要求

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事に要求する。要求は、文書で行うが、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

また、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知し、当該通知を行ったときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(参考) 災害派遣実施の可否の判断3原則

人名又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公 共 性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊 急 性：さし迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

■要請事項

①	災害の状況及び派遣を要請する事由
②	派遣を希望する期間
③	派遣を希望する区域及び活動内容
④	その他、参考となるべき事項
	例) ・必要な車両、ヘリコプター、航空機、資機材
	・必要な人員
	・連絡場所及び連絡責任者

■最寄りの自衛隊連絡先

部隊名（駐屯地等）	所在地	電 話 番 号
第12旅団司令部第3部 防衛班（相馬原）	〒370-3594 榛東村新井 1017-2	0279-54-2011 内線 2286、2287、2208(夜間) 防災行政無線 71-3242
第12後方支援隊第3科 （新町）	〒370-1394 高崎市新町 1080	0274-42-1121 内線 229

(3) 自衛隊の自主派遣

- ① 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めるときは、当該要請を待たないで部隊等を派遣する。自主派遣の基準は、次のとおりである。

■自主派遣の基準

- ① 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ② 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ④ その他、災害に際し、前記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

② 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対処する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。

さらに、被災直後の県及び市町村は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

(4) 自衛隊の受入れ

総務部は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。応援を受ける各班は、資機材や自衛隊部隊を作業現地に案内するなど派遣された自衛隊の活動を支援する。また、連絡員を派遣して各班相互の連絡にあたる。

■自衛隊の受入体制

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業の優先順位 ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な資機材を確保する。
連絡窓口	① 本部から連絡員を派遣する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。
自衛隊連絡室	市役所第31会議室に設置する。
集結地候補地	市役所：もてなし広場、庁舎前広場、音楽センター前広場 倉渚：倉渚グラウンド 箕郷：ふれあい公園、みねはら公園、箕郷総合運動場 群馬：群馬総合運動場 新町：陸上自衛隊新町駐屯地 榛名：榛名中央グラウンド 吉井：陸上自衛隊吉井分屯地
ヘリコプター離発着場	倉賀野緑地、高崎ヘリポート、下豊岡運動広場 ほか適地

(5) 派遣部隊の撤収要請

総務部は、市長（本部長）の指示により、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなつたと認めるときは、直ちに知事に対し、文書で撤収の要請を要求

する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

(6) 費用負担区分

派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として市が負担する。

これ以外の費用の負担区分については、市と自衛隊とで協議して定める。派遣部隊の活動が他市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村と協議して定める。

■費用の負担区分

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 宿泊施設の借上料② 宿泊施設の汚物処理費用③ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金（ただし、自衛隊の装備品を稼働させるための通常必要とする燃料を除く。）④ 災害派遣活動に係る資機材（自衛隊の装備品を除く。）の調達費用 |
|--|

※資料編 6－1 自衛隊災害派遣の様式

第2 災害情報の収集・連絡及び通信の確保

市担当部	総務部、協力部、救援部、財務部、支所部、消防部、各部
関係機関	自衛隊、県、県警察、前橋地方気象台、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、日本アマチュア無線連盟群馬県支部、女性防火クラブ、自主防災組織等、消防団

1 災害情報の収集

(1) 災害対策本部における情報の収集

総務部は、次の方法で災害情報を収集する。

- ① 登庁・参集職員による途上の見聞情報
- ② 庁舎カメラ映像
- ③ テレビ、ラジオ情報
- ④ 職員巡回による情報
- ⑤ 消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等からの情報

(2) 災害対策本部地方部における情報の収集

災害対策本部地方部は、該当地区の災害状況を調査把握し、災害対策本部に伝達する。

(3) 消防部等における情報の収集

消防部等は、119番通報による災害情報を取りまとめるほか、必要に応じ消防職員を現地に派遣して情報の収集に当たる。また、人的被害については医療機関に照会して確認する。

(4) 主な情報収集担当機関

主な情報収集担当機関は次表のとおりである。

なお、道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路管理者、ライフライン事業者、その他防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県の関係課・事務所、国の関係事務所等に連絡するものとする。

また、総務部は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

2 災害情報の連絡

(1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

総務部は、収集した災害情報を次の要領で県に報告する。

「災害報告要領」(昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知)及び「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日付け消防防第267号消防庁長官通知)の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所を経由して県危機管理課に報告する。

この際、高崎行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は、県危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

なお、高崎行政県税事務所は、被害の拡大が予想されるときは、職員を市に派遣し市からの連絡に遺漏がないよう配慮することとなっている。

応援の必要性については、時機を逸することなく連絡する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

具体的な報告方法は次による。

ア 災害概況即報

災害を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）により報告する。

イ 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号式（その2）により報告する。

報告の頻度は次による。

(ア) 第1報は、被害状況を確認し次第報告

(イ) 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告

人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告

(ウ) 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

ウ 災害確定報告

応急対策を終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」により報告する。

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

各部は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課、関係地域機関又はその他関係機関に連絡する。

3 被害情報の整理

(1) 被害情報の記録

各部は、被害情報を災害対策本部に集約し記録を整理する。また、地理情報システムを活用して災害・被害情報のデータベース化に努める。

(2) 災害関連業務を支援するシステムの活用

総務部は、被災状況の管理や罹災証明書の発行、各種義援金の交付処理等を総合的に管理するため、災害関連業務を支援するシステムを活用することにより業務の円滑化を図る。

4 消防部等における災害情報の連絡

消防部等は、把握した災害情報を市災害対策本部及び県に報告する。

なお、119番通報が殺到したときは、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、その状況を直ちに県に報告するとともに、消防庁に直接報告する。

■消防庁への連絡先

平日（9：30～18：30） 応急対策室	NTT 回線：電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 消防防災無線：電話 7527 FAX7537 地域衛星通信ネットワーク：電話 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033
休日・夜間（上記以外） 宿直室	NTT 回線：電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 消防防災無線：電話 7782 FAX7789 地域衛星通信ネットワーク：電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

※資料編 4－1 防災関係機関

※資料編 6－2 県報告様式

5 通信手段の確保

(1) 災害対策本部の通信施設

災害時には、次の通信施設を活用する。

総務部は、災害発生後、災害対策本部室に通信機器を集め機能確認を行う。また、移動系無線機の貸し出し等の管理を行う。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

また、停電等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■通信施設

主な通信手段	主な通信区間
一般加入電話・FAX	災害対策本部～支所、防災関係機関との連絡
災害時優先電話	
地域衛星通信ネットワーク (財)自治体衛星通信機構	災害対策本部～全国自治体・防災関係機関等
県防災行政無線等	災害対策本部～県・近隣市・防災関係機関
市防災行政無線（同報系）	災害対策本部～当該支所管内
市防災行政無線（移動系）	災害対策本部～現場
衛星携帯電話	災害対策本部～支所
電子メール	災害対策本部～市民・職員
M C A無線	災害対策本部～支所・現場

(2) 災害時優先電話の利用

総務部は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

(3) 他機関が保有する通信施設の利用

ア 専用通信施設の利用

災害対策基本法に基づいて、電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、他機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設等を利用することができる。

根拠	利用設備等	通信内容
第 57 条	警察通信設備、水防通信設備、航空保安通信設備、鉄道通信設備、鉱業通信設備、消防通信設備、自衛隊通信設備、気象官署通信設備、電気事業通信設備	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
	放送事業者の放送	緊急を要する通知、要請、伝達又は警告
第 79 条	(第 57 条に同じ)	応急措置の実施に必要な緊急を要する通信

イ 非常無線通信の利用

地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて関東地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局で非常通信を行うことができる。

ウ アマチュア無線の利用

日本アマチュア無線連盟群馬県支部に無線通信の発受を依頼する。

エ 衛星携帯電話の利用

東日本電信電話㈱等の通信事業者が災害対策用として保有する衛星携帯電話の貸出しを依頼する。

第3 広報・広聴活動

市担当部	総務部、市民部、支所部
関係機関	(株)ラジオ高崎等

- 災害発生直後から安心ほっとメール、LINE、ラジオ高崎、X（旧 Twitter）、Facebook、広報車、災害緊急連絡網（町内会連絡網）、災害専用電話、災害時電話・FAXサービス等により正確な情報を伝え不安の解消を図る。3日目以降は、市ホームページへの情報の掲示や災害広報の発行などを行う。
- 災害緊急連絡網（町内会連絡網）等の地域における情報伝達体制は、地域の実情により差異があり様々な形態が考えられるため、その実情に応じた体制整備を行う。
- 通信の輻そう等により緊急情報の提供が困難な場合に備え、多様な手段で緊急情報の提供を行うためLINE、X（旧 Twitter）やFacebookを活用する。
- 市民が市の提供する緊急情報を必要な時に容易に入手できるように、市は覚えやすい電話番号を確保し、電話により緊急情報を提供する災害専用電話を整備する。
- 避難指示等の避難情報を情報弱者等へ確実に伝達するため、災害時電話・FAXサービスの普及に努め、その活用を図る。
- 外国人への支援として市役所に災害多言語支援センターの設置に努め、通訳ボランティアによる相談等の支援を行う。

1 広報活動

総務部は、次の方法により市民等に災害広報を行う。

(1) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

■ 広報内容

1) 警戒段階

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| ① 高齢者等避難又は避難指示 | ③ 避難情報 |
| ② 警報等（火災気象通報、噴火警報等） | ⑤ 被害状況 |
| ④ 災害対策の状況（対策本部等） | ⑦ 公共交通機関の運行状況 |
| ⑥ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） | ⑧ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内等） |

2) 災害発生直後（災害発生時から3日目まで）

- | | |
|---|----------------|
| ① 災害の発生状況 | ② 崖崩れ等に関する情報 |
| ③ 災害対策本部の設置 | ④ 安否情報 |
| ⑤ 被害状況の概要 | ⑥ 避難所等の情報 |
| ⑦ 救援活動の状況 | ⑧ 二次災害防止に関する情報 |
| ⑨ 災害応急対策の実施状況 | ⑩ 医療機関の活動状況 |
| ⑪ 水・食料等の物資供給状況 | ⑫ ボランティア受け入れ情報 |
| ⑬ 「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話・PHSによる「災害用伝言板」、
「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」の利用について周知 | |

3) 生活再開時（災害発生4日目から10日目まで）

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① ライフラインの被害状況と復旧見込 | ② 仮設住宅の設置、入居の情報 |
| ③ 生活必需品の供給状況 | ④ 道路・交通情報 |

⑤ 医療情報	⑥ 教育関連情報
⑦ 災害ごみの処理方法	⑧ 相談窓口の開設状況
⑨ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（災害規模、被害総額等）	
4）復興期（災害発生10日目以降）	
① 罹災証明・義援金の受付手続き情報	② 各種減免措置等の状況
③ 各種貸付・融資制度情報	④ 復興関連情報
⑤ 被災地からのホームページ等を用いた情報発信（復興状況等）	

(2) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりである。特に、ホームページへの掲示については、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイトの設置に努める。また、被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努める。

■広報媒体

① 災害緊急連絡網（町内会連絡網）	
② 広報車による巡回放送	③ 安心ほっとメール、LINEによる配信
④ ラジオ高崎による放送	⑤ ホームページへの掲示
⑥ 災害広報紙の発行	⑦ 避難所、公共施設等の掲示板
⑧ 防災情報放送システム及び防災行政無線（同報系）による放送	
⑨ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール	
⑩ X（旧Twitter、Facebook）	⑪ 災害専用電話
⑫ Lアラート（災害情報共有システム）	⑬ 災害時電話・FAXサービス

2 報道機関への発表

(1) 記者発表

総務部は、市役所に報道センターを設置し、掲示板への情報の掲示や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

総務部は、取材殺到により市の災害対策活動に支障が生じる場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入、取材を原則的に禁止するよう要請する。また、避難者への取材は、個人情報等の配慮をするように要請する。

3 広聴活動

(1) 市民相談

市民部は、市民からの問い合わせ、各種申請及び生活相談に対応するため、市役所、支所に災害相談窓口を設置する。

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

■相談窓口の内容

① 罹災証明（被災家屋調査等）	② 仮設住宅等
③ ペット関係（ペット、死亡獣畜、放浪動物）	④ 仮設トイレ
⑤ 義援金（義援金受入）	⑥ 学校関係
⑦ 公共交通機関情報（バス輸送等）	⑧ 生活資金等
⑨ 苦情受付	⑩ その他相談

(2) 広聴活動

総務部は、高齢者等の市民が覚えやすい電話番号を確保し、市民からの様々な問合せを一括して対応する24時間対応の災害相談窓口での相談活動を通じて、被災者の要望等の収集を行い、関係各部に伝達する。

(3) 安否情報の提供

総務部は県（危機管理課）とともに、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4 救急・救助、医療及び消火活動

市担当部	保健医療部、支所部、消防部
関係機関	県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎市医師会、群馬郡医師会、藤岡多野医師会新町分区・吉井分区、高崎市歯科医師会、藤岡多野歯科医師会、高崎市薬剤師会、消防団

1 消防部等による救急・救助活動

消防部等及び県警察は、救急・救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、広域応援を要請する。

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

医療機関への負傷者の搬送は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システム等を活用し、負傷者の負傷状態に適した医療施設及び医療技術を有する医療機関へ搬送する。また、搬送に要する時間を短縮するためにヘリコプターを有効に活用する。

2 医療活動

(1) 救護所の設置及び救護班の派遣

地理的条件等により医療機関への負傷者の搬送に支障が生じる場合、市は、事故現場に近い場所に救護所を設置する。また、必要に応じて、日本赤十字社群馬県支部現地災害対策本部の設置に協力し、連携して活動を行う。

保健医療部は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に救護班の編成を要請し、救護所に派遣する。また、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県に対し、救護班（災害派遣医療チーム（群馬DMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）等）の派遣を要請する。なお、救護班を編成した機関は、その旨を県に連絡する。

救護班の緊急輸送については、県及び県警察は、緊急通行車両として特段の配慮を行う。

(2) 医療機関による医療活動

負傷者を受け入れた医療機関は、次の事項に留意して治療に当たる。

ア 負傷の状態により、負傷者を他の医療機関に転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講じる。

イ 転送先の検討に当たっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システム等を活用する。

ウ 負傷者の転送に当たっては、必要に応じ、市又は県に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

(3) トリアージの実施

負傷者が多数に上るため、救護所又は医療機関において治療の優先順位をつける必要がある場合は、トリアージを行う。

3 消火活動

消防部等は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、同時多発的に火災が発生し対応ができなくなった場合は、最重要防ぎょ地域等の優先順位を定め、迅速な消火に努める。具体的な消防活動は、消防計画による。

また、管内の消防力では対応できないと認めるときは、直ちに消防相互応援協定等に基づき広域応援を求める。さらに、県内の消防力では対応できないと認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう、直ちに知事（危機管理課）に求める。

第5 交通対策・緊急輸送

市担当部	建設部、支所部、総務部、協力部、財務部、救援部、都市整備部、市民部、商工観光部
関係機関	高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、県警察、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、(株)群馬バス、関越交通(株)、群馬中央バス(株)、事業者

1 交通状況の把握

道路管理者は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び県警察に連絡する。

2 交通規制等の実施

(1) 警察の交通規制

県警察は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県（道路企画管理課・危機管理課）及び市町村と協議の上（協議するいとまがないときは協議を省き）、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、通行禁止区域等を決定し、交通規制を実施する。

この場合、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接県警察の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに県、市町村その他の関係機関に連絡するとともに、テレビ、ラジオ、看板、交通情報板等により住民等に周知徹底を図る。

(2) 市の交通規制

建設部は、市管理道路について、道路法第46条に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損等により交通が危険である場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限できる。その場合は、県警察及び道路管理者等と相互に密接に連絡をとるものとする。

2 ヘリポートの確保

総務部は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定場所のヘリポート適地の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

■臨時ヘリポート開設予定場所

① 倉賀野緑地	② 高崎ヘリポート	③ 下豊岡運動広場	ほか適地
---------	-----------	-----------	------

3 輸送手段の確保

(1) 輸送車両の確保

ア 市有車両の確保・配車

財務部は、市有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

イ 車両の確保

財務部は、市有車両では不足が生じる場合は、民間会社又は県を通じて(社)群馬県トラック協会に車両の確保を要請する。

ウ 燃料の確保

財務部は、市有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。必要とする燃料等が調達不能となった場合、県に対して調達及び斡旋を要請する。

(2) ヘリコプターの確保

総務部は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、県を通じて、ヘリコプターを確保する。

※資料編 4－6 緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章

※資料編 4－7 臨時ヘリポート適地

第6 避難対策

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、市民部、保健医療部、福祉部、学校教育担当部、教育部、消防部、公共施設所管部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県警察、自衛隊、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、(株)群馬バス、関越交通(株)、群馬中央バス(株)、町内会、自主防災組織、事業所、消防団

1 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等

(1) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長（本部長）は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に係る要件は、次のとおりである。

■ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の要件

	命令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特別な必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

緊急安全確保	市長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	立退きの指示 立退き先の指示 屋内安全確保 の指示	※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令
--------	---------------------------	------------------------------------	----------------------------------

(2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達

総務部等は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を伝達する場合、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、安心ほっとメール、LINE、緊急速報メール、テレビ・ラジオ放送、X（旧 Twitter）、Facebook、災害時電話FAX・サービス等の手段を用いる。

なお、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際に明示する事項は、次のとおりとする。

■避難時に明示する事項

① 避難対象地域	② 避難を必要とする理由	③ 避難先
④ 避難経路	⑤ 避難時の注意事項(災害危険箇所の存在等)	

■避難指示等の伝達体制

伝達担当	伝達手段	伝達先
総務部	広報車、テレビ（Lアラート）、ラジオ高崎、ホームページ、安心ほっとメール、LINE、緊急速報メール、X（旧 Twitter）、Facebook、災害時電話・FAXサービス	住民等
総務部、支所部	町内会・自主防災組織、防災情報放送システム・防災行政無線	住民等
消防部、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部	消防車（広報車）	住民等
福祉部、保健医療部、支所部	民生委員児童委員、福祉関係者 電話	避難行動要支援者 福祉施設、保育所 病院・診療所
学校教育担当部	電話	幼稚園、養護学校

(3) 関係機関への連絡

総務部は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは、その内容を速やかに県（高崎行政県税事務所を経由して危機管理課）、警察署、消防等に連絡する。

(4) 解除

総務部は、市長（本部長）の指示を受け、災害による危険がなくなったと判断されるときには、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を県、関係機関に報告する。

2 避難誘導

(1) 避難誘導

住民の避難誘導は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、自主防災組織、町内会等が災害の規模、状況に応じて、避難誘導体制の確立に努め、あらかじめ地域ごとに定められた避難場所まで避難誘導を行う。なお、避難は原則として徒歩とする。また、避難誘導は、負傷者、避難行動要支援者を優先して行う。

なお、施設等の避難誘導は、施設管理者等が避難誘導体制を整備し、あらかじめ定めた避難場所まで避難誘導を行う。

■避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
在宅者	町内会・自主防災組織等、消防団
公共施設の利用者	公共施設の管理者及び勤務職員
交通機関の利用者	管理者及び乗務員
事業所等の従業員・利用者	施設の防火管理者及び管理責任者等

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難は、地域の実情により差異があり、高齢者等の様々な避難誘導の形態が考えられるため、災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、地域の自主防災組織等が支援する。

(3) 自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、市が準備した車両等で避難させる。

(4) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

3 警戒区域の設定

(1) 市長（本部長）による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、総務部は、市長の指示を受け、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、市長その他市長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

(4) 関係機関への連絡

総務部は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（高崎行政県税事務所を経由して危機管理課、又は直接危機管理課）、警察署、消防部等の関係機関へ連絡する。

4 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設

ア 避難指示等を発令する場合、市民部は、避難所開設担当職員に、施設の管理者、勤務職員、自主防災組織等の地域住民等と協力し、指定避難所を開設するよう指示をする。

なお、避難所開設担当職員は、本部班（防災安全1課）があらかじめ指定する。

イ 総務部は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。また、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(2) 避難施設の確認

避難所開設担当職員は、施設の管理者、自主防災組織等の地域住民等と協力し、指定避難所施設の状況を確認する。指定避難所が施設損壊により危険な場合には、地域住民の協力を得て、立ち入り禁止の表示をし、必要に応じて、他の避難場所への誘導を行う。

(3) 本部への連絡

避難所開設担当職員は、指定避難所や避難者の状況を電話等により市民部へ連絡する。市民部は、避難情報をとりまとめ、本部へ報告する。

(4) 関係機関への連絡

指定避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（高崎行政県税事務所を經由して危機管理課、又は直接危機管理課）、高崎警察署、高崎北警察署、消防部等の関係機関へ連絡するものとし、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

(5) 混雑状況の周知

総務部は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

5 避難所の運営

(1) 避難者等の把握及び情報の提供

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者カード、避難者名簿を作成する。特に、避難してきた要配慮者の情報の把握に努める。また、自主防災組織と協力して、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅被災者等の避難者の把握も行う。

避難所担当職員は、住民の安否や応急対策の実施状況等、避難者が欲する情報を適宜提供する。

(2) 避難所事務所の開設

避難所担当職員は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

(3) 避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、本部へ報告する。また、病人発生等、特別な事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。

市民部は、避難所に関する情報をとりまとめ本部班（防災安全1課）へ報告し、本部班は定期的に避難者受入状況を県（高崎行政事県税事務所を經由して危機管理課、又は直接危

機管理課）に報告する。

※資料編 4－2 避難所

※資料編 6－3 避難者名簿

第7 行方不明者の搜索及び遺体の処置

市担当部	市民部、支所部、消防部
関係機関	県警察、自衛隊、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者情報の収集

行方不明者の搜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。ただし、災害発生から3日以内は、救出の対象とし、3日を経過したものは、死亡したものと推定する。

市民部は、相談窓口（市役所、支所）で問い合わせ等に対応し、避難所・被災現場等の情報とともに要搜索者名簿を作成する。要搜索者名簿は、警察署、消防部等に提出し密接に連携をとる。

(2) 搜索の実施

消防部等は、警察・自衛隊等の関係機関の協力により搜索班を編成し、要搜索者名簿に基づき搜索活動を行う。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視を受ける。

2 遺体の受入

発見された遺体は、警察・消防・自衛隊の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な場所に受入れする。

3 検視・死体調査及び検案

警察署は、必要に応じ、警察災害派遣隊等を被災地に派遣し、群馬県警察医会の医師の協力を得て、遺体の検視・死体調査及び検案、身元確認を行う。また、効果的な身元確認が行えるよう市、県、指定公共機関等と密接に連携する。

なお、遺体が多数に上り、群馬県警察医会の医師のみでは対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求めるものとする。

4 遺体の安置

(1) 遺体安置所の開設

市民部は、検視・死体調査及び検案を終了した遺体の安置を行うため、体育館等の公共施設に遺体安置所を開設する。

(2) 納棺用品等の確保

市民部は、ドライアイス、納棺に必要な用品及び納棺作業等を葬祭業者に要請する。

(3) 遺体の処置

市民部は、医師会、日本赤十字社群馬県支部等に対し、遺体の洗浄、消毒、縫合の処置を要請する。

(4) 身元の確認及び引き渡し

市民部は、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

また、歯科医師会との協力を得て身元の確認を行う。

身元が不明な場合は、行旅死亡人として取扱い、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるようにする。

また、身元の判明した遺体は、遺族に引き渡す。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の受付

市民部は、市役所・支所等で死体（胎）埋火葬許可証を発行する。

(2) 埋火葬の実施

遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、市で埋火葬を行う。

また、遺体の損傷等により正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認める場合は、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省と協議する。

遺体が多数発生あるいは火葬施設が被災した場合は、県に応援を要請する。その場合、遺族による遺体搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

第2節 雪害対策

第1 応急活動体制の確立

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部、各部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 災害対策本部等の設置の決定

災害対策本部の設置等については第1節によるほか、次のいずれかに該当する場合に災害対策本部又は災害警戒本部の設置を検討する。

■本部等の設置基準

災害対策本部	① 雪害により市内に大規模な被害が発生したとき、又は被害が発生するおそれのあるとき ② その他市長が必要と認めたとき
災害警戒本部	① 大雪警報が発表されたとき ② 災害対策本部を設置するに至らない規模の雪害対応や災害対策本部の規模を縮小するとき ③ その他市長が必要と認めたとき

2 非常動員体制

動員体制は第1節の定めに関らず、次のとおりとする。

■非常動員体制

配備体制	配備基準	組織体制
初動体制	大雪注意報	○総務部、農政部、水道部、下水道部及び各支所における各部局の体制 ○建設部及び都市整備部「道路除雪行動計画における初動体制」 ○農政部、水道部、下水道部、各支所の情報収集体制
警戒体制	大雪警報	○総務部、農政部、水道部、下水道部及び各支所における各部局の体制 ○建設部及び都市整備部の「道路除雪行動計画における除雪作業体制」 ○農政部、水道部、下水道部及び各支所の情報収集体制
非常体制	大雪警報が発表され、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがあるとき	全職員

※ 緊急応援隊の編成

総務部長は、大雪による市民生活への影響を勘案し、全庁による緊急応援隊を組織し、以下の対応を行う。

- ① 自力で除雪作業ができない高齢者等世帯の住宅除雪作業支援
- ② 移動困難車両の移動支援

第2 情報の収集、連絡及び市民への広報

市担当部	総務部、協力部、救援部、財務部、支所部、消防部、各部
関係機関	自衛隊、県、県警察、前橋地方気象台、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、日本アマチュア無線連盟群馬県支部、女性防火クラブ、自主防災組織等、消防団

1 気象情報等の収集・連絡

総務部は気象情報を監視し、警報等が発表されたときは、関係者等に安心ほっとメール等によりその旨を伝達する。警報の発表基準をはるかに超える雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まった場合には特別警報が発表されるが、特別警報が発表された際には、気象業務法第15条の2第4項により緊急速報メールや安心ほっとメール、防災行政無線等の様々な手段により直ちに市民等へ周知する。

なお、警報等の発表が勤務時間外にされた場合には、本庁舎中央監視センター職員が警報等を受領し、防災安全1課長（本部班長）に連絡する。

■気象特別警報・警報・注意報の発表基準（前橋地方気象台：雪害関係）

種 類	発 表 基 準
特別 警 報	暴風雪 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警 報	大雪 12時間降雪の深さが、平地で20cm以上、山地で30cmを超えると予想される。
	暴風 平均風速が18m/sを超えると予想される。
	暴風雪 平均風速が18m/sを超え、雪を伴うと予想される。
注 意 報	風雪 平均風速が13m/sを超え、雪を伴うと予想される。
	大雪 12時間降雪の深さが、平地で5cm以上、山地で10cmを超えると予想される。
	なだれ 次のいずれかに該当する。 ・積雪があつて、24時間降雪の深さが30cm以上 ・積雪の深さ50cm以上で、日平均気温が5℃以上、又は日降水量が15mm以上
	着氷（雪） 著しい着氷（雪）が予想される。

2 災害情報の収集・連絡

災害情報の収集・連絡については第1節 第2によるほか、特に次の事項について確実に情報の収集を行う。

(1) 道路の状況確認

建設部は、次の方法により道路状況を把握する。また、高崎土木建築業協同組合に対し、道路除雪の実施状況を確認する。

- ① 建設部職員のパトロールにより除雪が必要な箇所の把握
- ② 副市長（建設部担当）からの指示による除雪箇所の確認
- ③ 市民からの通報や要望を受けて除雪箇所を把握

(2) 公共交通機関の状況確認

市民部は、ぐるりん等のバス事業者、J R 東日本高崎支社、上信電鉄に連絡し、運行情況等を確認する。また、鉄道等の運休が想定される雪害時には、J R 東日本高崎支社へ連絡し、帰宅困難者の発生について情報を収集する。

(3) 医療機関の状況確認

保健医療部は、災害拠点病院及び救急告示医療機関に連絡し状況等を確認する。

(4) 福祉施設の状況確認

福祉部は、重度者を抱える施設を中心に連絡し、状況等を確認する。

(5) 在宅要配慮者の状況確認

福祉部は、高齢者安心センター（地域包括支援センター）や各班が日頃からの相談業務により把握している要配慮者の安否を確認するほか、民生委員・児童委員協議会に対し、連絡網を通じて各民生委員・児童委員へ把握している要配慮者の状況把握を依頼する。

3 広報・広聴活動

市民等への広報・広聴活動については第1節 第3によるほか、特に次の事項について周知する。

(1) 不要不急の外出の自粛

道路上で動けなくなった車両は、緊急車両の通行の妨げや除雪作業の支障となるため、総務部は、市民等に対し、安心ほっとメールやラジオ高崎、ホームページ等の様々なメディアを活用して不要不急の外出を自粛するよう周知する。

(2) 市による支援の情報発信

総務部は、道路上で動けなくなった車両や外出困難により切迫した状態にある高齢者世帯等を支援するために組織する市職員による緊急応援隊や雪かき支援隊について速やかに情報を発信する。

(3) 公共交通情報

市民部が把握した公共交通機関の運行情報等について、総務部は速やかに情報を発信する。

(4) ライフライン情報

総務部は、東京電力パワーグリッドや東京ガス等のライフライン機関より把握した情報について速やかに情報を発信する。

(5) 帰宅困難者の受入情報

総務部は、鉄道の運休等により発生する帰宅困難者に対し、速やかに市有施設での受入について情報発信を行い周知する。

第3 雪害の拡大防止

市担当部	建設部、総務部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、農業用排水施設・水門・水路等の管理者、消防団

1 雪害の拡大防止

平成26年2月の豪雪時には、交通機能が著しく低下し、市民生活及び産業機能に大きな影響を与えたことから、道路交通の確保を最重点とした除排雪対策等を行うものとする。

2 道路等の除雪

道路管理者（高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、建設部）は、積雪による道路交通機能の低下や集落の孤立等を防止し、また速やかな通常の道路交通を確保するため、国、県、高崎土木建築業協同組合等とあらかじめ定める計画により道路の除雪を実施する。

3 交通安全対策及び交通の円滑化

- (1) 路上放置車両は、除排雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、総務部は、緊急応援隊による道路上で動けなくなった車両の支援を実施するほか、高崎警察署、高崎北警察署へ連絡する。高崎警察署、高崎北警察署は、路上駐車車両への指導等に努める。
- (2) 道路管理者（高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、建設部）は、気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、高崎警察署、高崎北警察署との緊密な連携のもと、できるだけ早く通行規制予告を発表するなど交通の規制を実施する。
- (3) 建設部は、除排雪作業を実施する場合、高崎警察署、高崎北警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除排雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。
- (4) 市は道路管理者及び関東地方整備局、関東運輸局（群馬運輸支局）を中心とする関係機関と連携し、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

4 通信、電力供給の確保

電気通信事業者は送信線や送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応するよう働きかける。

また、建設部は、通信及び電力復旧に必要な現場までの接続道路について、優先除雪区間等の除雪状況等を勘案し、可能な限り速やかに除雪を実施する。

5 市職員による除雪支援等の実施

総務部は、市民生活の早期復旧を目指し、全庁的な職員体制による次の支援を実施する。

(1) 雪かき支援隊による除雪支援

総務部は、スコップや小型除雪機等を使用する全庁的な職員による雪かき支援隊を組織し、大雪により外出できず切迫した状態にある高齢者の世帯や病気等により自力で除雪作

業が困難な世帯等を対象として除雪支援を実施する。

(2) 緊急応援隊による支援

総務部は、緊急応援隊を組織し、道路上で動けなくなった車両の移動支援やその他必要な応急対応を実施する。

6 市民等共同による除雪

(1) 地域による除雪の支援

総務部は、市民の隣保協同の精神に基づく自発的な除雪等を支援するため、地域の核となる公民館等にスコップを配置するなど必要に応じた支援に努める。

(2) ボランティアセンターの設置

福祉部は、必要に応じて高崎市社会福祉協議会に対しボランティアセンターの設置を求め、ボランティア等の協力を得て除雪困難な世帯等への除雪に努める。

(3) 市民、事業者等による除雪

総務部は、市民、事業者等と協力し、通学路、生活道路等の重機による作業が困難な交通路の確保に努める。特に、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する世帯においては、町内会、民生委員、消防団等の連携に心がける。

第3節 火山災害対策

第1 噴火警報等の伝達

〔方針・目標〕

火山災害対策は、噴火等の災害発生の危険性を予測するための観測・監視体制の強化、噴火警報等の情報の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策がきわめて重要である。

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部、各部
関係機関	県、県警察、高崎河川国道事務所、前橋地方気象台、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、消防団、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部

1 火山活動に関する情報収集

- (1) 総務部は、災害発生につながるおそれがある異常な現象の通報を受けた時は、その旨を気象庁及び関係機関に通報するものとする。
- (2) 国、大学等の火山監視観測・調査研究機関は、火山活動に関する情報を相互に共有し、火山活動の状況の把握に努めるものとする。また、火山の監視観測を行う機関は、火山噴火予知連絡会による総合調整の下で、現地において機動的な観測を行うものとする。

2 噴火警報等の伝達

- (1) 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

- (2) 噴火予報

気象庁火山監視・警報センターが、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合等に発表する。

- (3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

総務部は、活動火山対策特別措置法に基づき、県等が設置する浅間山火山防災協議会（群馬県、関係市町村、前橋地方気象台、火山専門家等で構成）へ参加し、平常時から噴火時の避難について共同で検討する。

また、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、本市に関係する浅間山について、噴火警戒レベルを運用する。

なお、県内の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルは、以下のとおりである。

■群馬県及び近隣の活火山の噴火警戒レベルの運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	日光白根山、草津白根山（本白根山）、草津白根山（白根山（湯釜付近））、浅間山
噴火警戒レベルが運用されていない火山	榛名山、赤城山

■噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表

（噴火警戒レベルが運用されている火山）

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル （警戒事項等）	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

■噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表

（噴火警戒レベルが運用されていない火山）

種別	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 （居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 （火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	火口から居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

■浅間山の噴火警戒レベル（平成25年8月30日から実施）

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達 【天明噴火（1783年）の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩、屑なだれ、吾妻で慰留、鬼押出溶岩流等が発生 ・中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火（1783年）の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。 ・積雪期に中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 【過去事例】観測事例なし
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・中噴火が継続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火（1783年）の事例】 7月26日～31日：中噴火が継続的に発生 ・噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】観測事例なし ・積雪期に中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。
警報	火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活状況に応じて要配慮者の避難準備、登山禁止入山規制等危険な地域への立ち入り規制等。	・山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2kmまで到達 1958年11月10日：噴石が山頂火口から約3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達 ・中噴火が切迫している。 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増 1973年2月1日：地震急増
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活、火口周辺への立入規制等。	・山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達 ・小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏、状況により山頂火口から500km以内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。

注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。

注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散させる噴火とする(稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。

注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

(4) 降灰予報

気象庁が、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

(ア) 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。

(イ) 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。

(ウ) 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

(ア) 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。

(イ) 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

ウ 降灰予報（詳細）

(ア) 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。

(イ) 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表。

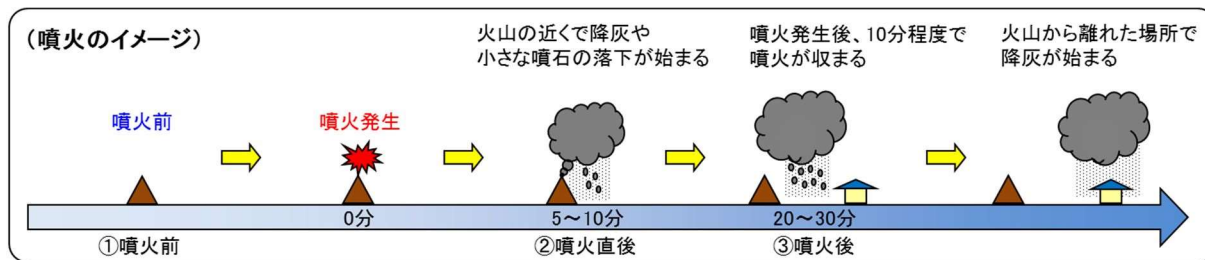
(ウ) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

■降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1 mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1 mm 未満

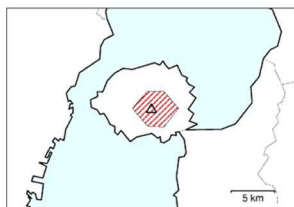
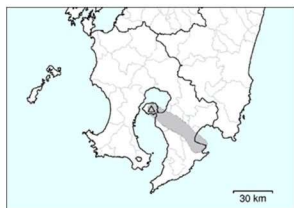
名称	表現例			影響と取るべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
多量	1mm 以上【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなることがある	稲等の農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラス等などに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定



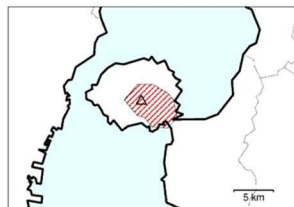
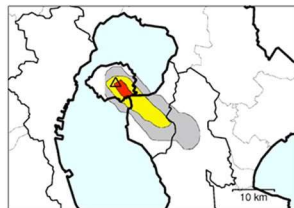
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



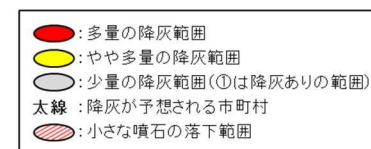
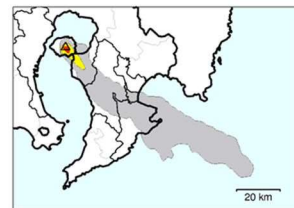
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



(5) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(6) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山（本県では、浅間山・草津白根山・日光白根山）を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

発表される情報の例は以下である。

火山名 ○○山 噴火速報
 令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁発表
 ＊＊（見出し）＊＊
 ＜○○山で噴火が発生＞

 ＊＊（本文）＊＊
 ○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

ウ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

エ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

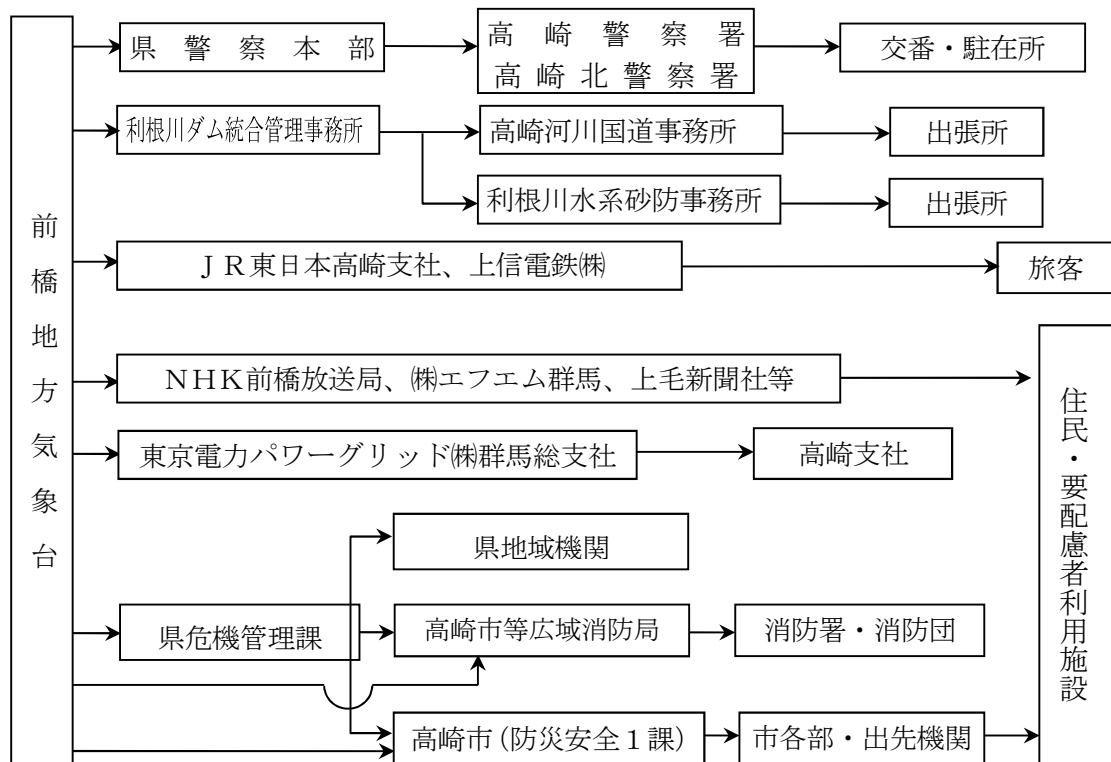
(7) 噴火警報等の伝達

総務部は、市内及び周辺火山の火山情報を注視し、噴火警報・噴火予報が発表されたときは、関係者等にその旨を伝達する。なお、勤務時間外は本庁舎中央監視センター職員が警報等を受領し、防災安全1課長に連絡する。

また、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、臨時の解説情報、噴火速報等を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。

噴火警報等の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。

■噴火警報・噴火予報の伝達系統



(8) 住民等に対する噴火警報等の周知

ア 放送機関は、前橋地方気象台から噴火警報等の伝達を受けたときは、放送を通じて住民等に周知するものとする。

イ 総務部は、前橋地方気象台及び県から噴火警報等の伝達を受けたときは、「第4章 風水害応急対策計画 第3節 被災者等への的確な情報伝達活動」に掲げる広報媒体により、住民等に対し速やかに周知する。

第2 避難誘導等

市担当部	総務部、協力部、救援部、農政部、支所部
関係機関	烏川流域森林組合、多野東部森林組合

1 高齢者等避難・避難指示等

- (1) 総務部は、噴火警報（噴火警戒レベル4）又は噴火警報（噴火警戒レベル5）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえ、避難に関する情報の発令を行う。
- (2) 総務部は、避難時の周囲の状況等により立退き避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、「緊急安全確保措置」を指示する。
- (3) 総務部は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な高齢者等避難又は避難指示を発令するものとする。
- (4) 法令に基づき高齢者等避難又は避難指示を発令する権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに高齢者等避難又は避難指示を発令するものとする。
- (5) 高齢者等避難又は避難指示に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。

■避難指示等の種類と判断の目安

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備	・噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の噴火警報が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火の発生が予想されるとき。 ・住民等の安全確保のため必要と判断した場合。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者(水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの指示 立退き先の指示 緊急安全確保措置の指示	・噴火警戒レベル5（避難）の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫しているとき。 ・住民等の安全確保のため必要と判断した場合。 ・知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退きの指示 立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。

2 避難誘導、避難指示等の伝達

市は、「第4章 風水害応急対策計画 第7節 避難受入活動」に準じて避難誘導や避難の指示等の伝達を行うほか、森林組合等と連携して、入山者（営林作業者、登山客等）への避難指示等の広報、誘導を行う。

3 警戒区域の設定

総務部は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を踏まえて、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

この際、その内容を速やかに高崎行政県税事務所を経由して危機管理課、又は直接危機管理課、地元警察機関、地元消防機関等に連絡する。

4 避難指示等の解除に当たっての留意点

総務部は、高齢者等避難若しくは避難指示又は警戒区域の設定を解除するときは、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性を確認する。

5 専門知識の活用

総務部は、避難指示等の発令及び解除、警戒区域の設定及び解除等については、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を踏まえて実施するなど火山活動に係る専門知識を活用する。

第3 交通規制

市担当部	建設部、支所部
関係機関	県警察、高崎河川国道事務所、高崎土木事務所

噴火、爆発、二次災害による被害を防止するため、警察及び道路管理者は、相互に調整の上、必要に応じて、火山周辺道路について、山麓への進入禁止等の通行規制を行う。

■浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）の交通規制範囲（山頂火口からの半径距離）

火山名	第一次規制区域	第二次規制区域	第三次規制区域
浅間山	8km	12km	16km
草津白根山 （白根山（湯釜付近））	1km	2km	3km・5km
草津白根山 （本白根山）	2 km	3 km～	—

群馬県火山防災対策連絡協議会「火山噴火（爆発）防災計画」より

第4節 航空災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

総務部は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、墜落地点の位置、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

第2 交通規制

市担当部	建設部、市民部
関係機関	県警察

二次災害による被害を防止するため、警察及び道路管理者は相互に調整の上、必要に応じて周辺道路の進入禁止等の通行規制を行う。

第5節 鉄道事故災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部、市民部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県警察、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、消防団

1 災害即報

総務部は、事故現場の位置、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 鉄道情報

鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県、市、消防及び警察に連絡する。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

3 鉄道の輸送の安全確保

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

4 計画運休の備え

鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県(交通イノベーション推進課)及び関係する市町村との情報提供・連絡体制の確立に努める。

第2 鉄道の応急措置

市担当部	消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、消防団

1 初期消火・救出・救護等

鉄道事故が発生した鉄道事業者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防、警察等、関係機関の災害対策に協力する。

2 代替交通手段の確保

事故災害が発生した鉄道事業者は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

第6節 道路事故災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部、協力部、救援部、建設部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、消防団

1 災害即報

総務部は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県危機管理課に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 道路情報

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、関東地方整備局、県、市、消防及び警察に連絡する。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡する。

第2 道路の応急措置

市担当部	建設部、消防部
関係機関	県警察、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 危険物等の流出対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときは、関係機関と協力して、直ちに防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

消防部等、警察署は、危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに避難誘導活動を行う。

2 道路施設・交通安全施設の応急復旧

道路管理者は、迅速かつ的確に、障害物の除去、応急復旧を行い、早期に道路交通を確保する。また、類似災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

県警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

なお、幹線道路の通行が長時間規制される場合は、う回路を設定し、住民等に周知する。

第7節 危険物等災害対策

第1 事故情報の伝達

市担当部	総務部、保健医療部、環境部、協力部、救援部、消防部
関係機関	危険物等の管理者、量子科学技術研究開発機構高崎量子技術基盤研究所、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 災害即報

総務部は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県危機管理課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

2 危険物情報

危険物等の管理者は、危険物等による大規模な事故が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、当該危険物等の取扱規制担当官公署、県、市、消防及び警察に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。

3 専門情報の収集

総務部及び消防部等は、避難誘導、救急・救助、医療活動、消火活動を安全かつ効果的に実施するため、当該危険物等の性状等について、必要に応じ、事業者や当該危険物等の取扱規制担当官公署等から情報を収集し、関係各部に提供する。また必要に応じて、当該危険物の取扱規制担当官公署等に対し、専門家の派遣を要請する。

量子科学技術研究開発機構量子ビーム科学研究部門高崎量子技術基盤研究所は、放射性同位元素に係る事故が発生したときは、応急対策活動実施機関に対し、実施措置に係る助言、放射線量の測定等の協力を行うとともに、応急対策活動実施機関に対し、放射線防護用資機材を貸与する。

第2 危険物等の応急措置

市担当部	環境部、保健医療部、建設部、水道部、消防部
関係機関	県、県警察、高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、危険物施設等の管理者、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 初期消火・救出・救護等

事故災害が発生した危険物施設等の管理者は、初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導を行うとともに、消防部等、警察等、関係機関の対策に協力する。

消防部等、警察等の関係機関は、当該危険物等の性状に応じ、環境モニタリング、防護用資機材の装着等の措置を講じることにより、救急・救助、消防活動に従事する職員の安全を確保する。

2 危険物等の流出対策

危険物施設等の管理者、消防部等、県、河川管理者（市、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所）等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。

なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用する。

3 水道水の安全措置

環境部は、危険物の流出により飲料水が汚染されるおそれがある場合、緊急調査を行い、関係機関等へ通報する。

水道部は、環境部の実施した調査結果を踏まえ、必要に応じて汚染水源の使用禁止、水道水の摂取制限等の安全措置を講じる。

また、住民への情報提供のために災害専用電話を開設する。

第3 核燃料物質等の事業所外運搬中事故の応急措置

市担当部	総務部、協力部、救援部、消防部
関係機関	県警察、原子力事業者等、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 特定事象発生との連絡

原子力防災管理者（※1）は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象（※2）発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁（原子力規制委員会又は国土交通省をいう。以下この節において同じ。）、経済産業省、内閣府、県、市、警察、消防など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

- ① 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から1m離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量率が検出されたこと又は検出されるがい然性が高いこと
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、運搬容器から放射性物質が漏えいすること又は漏えいするがい然性が高いこと

（※1）「原子力防災管理者」：原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第9条に基づき、原子力事業者がその原子力事業所の原子力防災組織を統括させるために選任した者

（※2）「特定事象」：原災法第10条第1項の規定により通報を行うべき事象であって、事業所外運搬については次のいずれか

2 原子力事業者等の対応

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講じることにより、原子力災害の発生の防止を図る。また、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

原子力事業者等は、原災法第16条の規定に基づき、国の原子力災害対策本部が設置されたときは、同本部長の指揮の下、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講ずる。

3 消防及び警察の措置

消防部等は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救急、救助等必要な措置を実施する。

警察署は、事故の通報を受けた場合、事故の状況の把握に努め、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4 一般公衆の安全の確保

県及び市は、原災法第20条第3項の規定に基づき、国の原子力災害対策本部又は原子力災害現地対策本部から、事故現場周辺の住民を避難させるなど一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じることについて指示を受けたときは、速やかに当該措置を講じる。

第8節 県外の原子力施設事故の応急対策

第1 基本方針

1 目的

群馬県内には、原子力施設（原子力規制委員会が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき定める「原子力災害対策指針」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）が立地せず、県外に立地する原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」設定の目安となる範囲（※）にも含まれていない。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原子力発電所事故においては、大量の放射性物質が放出され、今までの想定を超える事態が発生している。

本市においても、福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、これまで空間放射線量率の定点測定を実施するなど前例のない災害対応を実施してきたところである。

本対策では、これらの災害対応を踏まえ、県外の原子力施設において事故が発生した際に備え、必要な事項を定め、市民の不安を解消することを目的とする。

※ 平成25年3月21日現在、原子力災害対策重点区域設定の目安となる範囲は、実用発電用原子炉に係る原子力施設について、最大でも「原子力施設から概ね30km」とされている。市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、県や関係機関等からの情報収集に努めることとする。

2 原子力施設事故災害対策において尊重すべき指針

県外の原子力施設事故災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を十分に尊重するものとし、必要に応じて、本対策を見直すものとする。

第2 情報の収集・連絡

市担当部	総務部、環境部
関係機関	県

1 情報の収集・連絡

市は、県外に立地する原子力施設において放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されるなどの事象等（以下「異常事象等」という。）が発生した場合は、県や関係機関等からの情報収集に努めることとする。

第3 モニタリング体制の強化

市担当部	環境部、農政部、保健医療部、福祉部、支所部、教育部、水道部
関係機関	県

1 モニタリング体制の強化

環境部は、県外に立地する原子力施設における異常事象等発生の情報を得た場合は、放射性物質又は環境放射線の影響を早期に把握するため、必要に応じて、関係部局が連携し以下の対応を実施する。

実施結果等については、市民などへ積極的に広報するものとする。

(1) 空間放射線量率モニタリングの強化

環境部は、平常時に行っているモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、観測データの推移に留意し、必要に応じて、その状況を逐次、県や関係機関等へ連絡する。

また、必要に応じて、モニタリングの箇所数の増加等モニタリングの強化を図ることとする。

(2) 水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査

水道部及び下水道部は水道水、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を実施し、県や関係機関等へ連絡する。

(3) 農林水畜産物等の放射性物質検査

農政部は、必要に応じて、県や関係機関等と連携し、農林水畜産物等に係る放射性物質検査を実施する。

(4) 学校給食等の放射性物質検査

教育部は、県や関係機関等と連携し、学校給食等に係る放射性物質検査を実施する。

第4 市民等への情報伝達・相談活動

市担当部	総務部、環境部、農政部、保健医療部、福祉部、支所部、教育部、水道部
関係機関	県

1 市民等への情報伝達活動

(1) 環境部は、県や関係機関等と連携し、異常事象等に関する情報を広く市民に向けて提供し、市内における異常事象等に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

(2) 環境部は、ラジオ高崎等の放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得た情報提供に努める。また、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。

(3) 環境部は、市民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、その内奥を十分確認し、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じて伝達する情報の内容を理解する上で参考となる情報等を併せて提供する。

(4) 環境部は、市民等のニーズに応じた多様な内容を情報提供するよう努める。

情報提供すべき内容としては、以下のような事項が想定される。

ア 市内の空間放射線量率に関する情報

イ 水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物、学校給食等の放射性物質に関する検

査結果など

ウ 相談窓口の設置状況

2 相談窓口等の設置

- (1) 環境部は、県や関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応できるよう相談窓口を開設し、必要な要員を配置する。
- (2) 環境部は、市民からの相談等で、十分な情報がない場合は、県や関係機関等と速やかに連絡を取り、情報を収集し、解決を図るよう努める。

第5 水道水、飲食物の摂取制限等

市担当部	環境部、農政部、保健医療部、支所部、水道部
関係機関	県

1 水道水の摂取制限等

水道部は、原子力災害対策指針の指標や、厚生労働省から示された管理目標に基づく指示及び要請に基づき、摂取制限等の措置及び広報を実施する。

2 飲食物の摂取制限等

保健医療部は、原子力災害対策指針の指標や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指示及び要請に基づき、当該飲食物の回収及び販売禁止等必要な措置を講じる。

3 農林水畜産物等の採取及び出荷制限

農政部は、原子力災害対策指針の指標や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国又は県の指示及び要請に基づき、農林水畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に農林水畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を県と連携して行う。

4 食料及び飲料水の供給

総務部は、食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動について、県と協力して関係住民への応急措置を行う。

5 上下水処理等副次産物の利活用について

環境部、水道部及び下水道部は、国又は県からの指導・助言、指示及び放射性物質検査に基づき、各処理施設から発生する副次産物の利活用について、搬出制限等必要な措置を行う。

第6 風評被害等の未然防止

市担当部	環境部、農政部、商工観光部、支所部、水道部
関係機関	県

1 風評被害等の未然防止

環境部等は、県や関係機関等と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止のために、各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を行う。

第7 各種制限措置の解除

市担当部	環境部、農政部、保健医療部、支所部、水道部
関係機関	県

1 各種制限措置の解除

環境部等は、県や関係機関等と連携し、放射性物質検査の結果及び国・県の指示や判断等を踏まえ、水道水・飲食物の摂取制限、農林水畜産物の採取の禁止・出荷制限等、上下水処理等副次産物の搬出制限等の各種制限措置を解除する。

第8 モニタリングの継続実施と結果の公表

市担当部	環境部、農政部、保健医療部、支所部、水道部
関係機関	県

1 モニタリングの継続実施と結果の公表

環境部等は、必要に応じて、県・原子力事業者その他関係機関と協力して空間放射線量率モニタリングや水道水、農林水畜産物、上下水処理等副次産物の放射性物質検査を継続して行い、その結果を速やかに公表する。

第9 風評被害等の影響軽減

市担当部	環境部、農政部、保健医療部、商工観光部、支所部、水道部
関係機関	県

1 風評被害等の影響軽減

環境部等は、県や関係機関等と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために各種モニタリングの結果等を踏まえ、農林水畜産物、工業製品、地場産品等の適正な流通の促進、観光客減少の防止のための広報活動等を引き続き行う。

第10 健康への影響と対策の検討

市担当部	保健医療部
関係機関	県

1 健康への影響と対策の検討

保健医療部は、県や関係機関等と連携し、モニタリング調査の結果等により、市民への健康の影響が懸念される場合は、影響の程度や対策について検討する。

第11 原子力施設事故発生地域からの避難者の受入れ

〔方針・目標〕

- 高崎市以外の地域で原子力施設事故が発生した場合は、被災地域外に避難する者（以下「広域避難者」）の受入れに迅速に対応できるよう、受入体制を整備する。
- 市役所本庁舎や各支所、公民館、体育館等の市有施設のスペースを可能な限り開放し、体制整備に努める。
- 被災自治体から災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入を実施する。

市担当部	総務部、市民部、福祉部、建設部、財務部、商工観光部、教育部、学校教育担当部
関係機関	県

1 被災自治体からの情報収集及び連絡体制の整備

総務部は、広域避難者が多数想定される場合、県または被災自治体と連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。

2 被災自治体からの応援要請内容の確認

総務部は、県または広域避難者受入れに関する協定を締結した被災自治体等からの災害救助法等に基づく応援要請の通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知を受けるものとする。

3 被災自治体からの応援要請内容の確認

総務部は、原則として県を通じ、被災自治体等からの災害救助法等に基づく応援要請の通知を受け、市の応援すべき救助内容について確認し、要請内容に基づき、応援実施体制の整備を行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で被災自治体に応援要請内容を確認し、後日文書による要請通知を受けるものとする。

4 受入れ可能な避難施設情報の把握

- (1) 総務部は、市が保有する施設について受入れ可能な施設の情報を各施設管理者から収集する。なお、施設の所在地、受入れ可能な人員数等の施設に関する詳細情報についても収集する。
- (2) 総務部は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、市内で受入れ可能な施設の一覧表を作成するなどして、情報の一元把握を図る。
- (3) 総務部は、市有施設管理者から収集した情報をもとに、受入れ可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定に当たっては、安全な避難を確保できる施設を選定する。
- (4) 建設部及び総務部は、必要に応じて、公営及び民間の賃貸住宅、宿泊施設の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討するものとする。
また、市営住宅の空室等での受入れも検討する。

5 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 総務部は、県、他市町村との連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等市内の広域避難に係る総合調整を実施するため、「高崎市広域避難者受入総合窓口」を設置する。また、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに窓口の連絡先等を県へ報告する。
- (2) 総務部は、広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、あらゆる広報媒体を活用して、広域避難者へ広域避難者受入総合窓口に係る情報提供を図る。
- (3) 総務部は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

6 避難所開設及び受入れ

市民部は、被災自治体からの広域避難者に関する情報等をもとに、避難所を開設し避難者の受入れを行う。

また、総務部は開設した避難所について、県へ報告し、必要に応じて直接被災自治体へ情報を提供する。

※資料編 2 協定一覧

第9節 大規模火災対策

第1 火災情報の伝達

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

総務部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

第2 消火活動

市担当部	消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、地域住民、自主防災組織、事業所、消防団

住民及び自主防災組織は、火災の拡大を防ぐため、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

企業は、自らの事業所から出火したときは、その初期消火に努める。なお、自衛消防隊を組織する企業は、近隣で発生した火災について、その消火に協力する。

第10節 林野火災対策

第1 火災情報の伝達

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

総務部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに高崎行政県税事務所（同事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は県消防保安課）に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても逐次連絡する。

消防部等は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を把握できた範囲から直ちに県に連絡する。また、被害情報の続報、応急対策の活動状況等についても逐次連絡する。

なお、事故の状況が、火災・災害等即報要領の直接即報基準（第1節の第1の「1 災害対策本部の設置」参照）に該当する場合は、県に報告するとともに、消防庁にも直接報告する。

第2 避難誘導

市担当部	農政部、救援部、支所部
関係機関	烏川流域森林組合、多野東部森林組合

農政部は、森林組合等と連携して、入山者（営林作業者、登山客等）への避難指示等の広報、誘導を行う。

第3 消火活動

市担当部	消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

消防は、林野火災防ぎょ図の活用、県への防災ヘリコプターによる空中消火の要請等により効果的な消火活動を実施する。

第4 二次災害の防止

市担当部	建設部、支所部
関係機関	高崎土木事務所、西部環境森林事務所

建設部は、砂防関係機関の協力を得て、林野火災により荒廃した流域について、降雨による土石流の発生等の二次災害のおそれがあるため、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。また、危険性が高いと判断された箇所について、総務部は、関係機関や住民に周知し、適切な警戒避難を確保する。また、砂防関係機関は、できる限り速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。